

避難指示解除の予定について

平成17年1月5日 三宅村

三宅村長は、平成12年9月2日に災害対策基本法に基づき全島について避難のための立ち退きを指示し、今日に至っています。

村民の帰島を阻んできた火山ガスの放出は依然として続っていますが、一定の条件が満たされれば、帰島は可能であるとの判断を昨年7月20日に公表した「帰島に関する基本方針」で示しました。下記のとおり、帰島が可能であるとの判断に足る条件が整ったことから本年2月1日をもって避難指示を解除することとしました。

これまでの避難生活の支えとなった、全国の皆様からの暖かいご支援に対して深く感謝し、お礼申し上げますとともに、帰島と今後の復興についてご支援、ご指導をいただいている国、東京都並びに関係機関の皆様に衷心より感謝申し上げます。

帰島後は、全力で島の復興に取り組んでまいりますので、今後ともご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 本年2月1日午後3時をもって災害対策基本法第60条第4項に基づく避難の必要がなくなった旨の公示を行う予定です。

(2) 今回判断の理由

・昨年12月27日に、三宅島の火山活動に関する火山噴火予知連絡会拡大幹事会において「三宅島の火山活動に大きな変化はありません」との見解が出され、これにより昨年7月の「帰島に関する基本方針」で帰島判断の前提とした、三宅島の火山活動と火山ガスの状況に変化がないことの確認が出来たこと。

・安全確保施策は計画通り進捗しており。その他の帰島にあたって必要な諸施策も概ね計画通り進んでいること。

(3) 避難指示解除にあたっての留意点

1. 居住禁止などの規制を受けることとなる高濃度地区の住民の皆様に対する施策は、今後とも住民の皆様のご意見、ご要望を踏まえて取り組んでいきます。

2. 村営住宅については、すでに募集を開始しており、工事の完成状況を見ながら2月下旬以降、順次入居していただきます。

3. 私立小学校、中学校については、三宅小学校、中学校の各1校体制で4月の再開に向けて準備を進めています。また、都立三宅高校についても4月の再開に向け準備を進めています。

4. 保育園については、みやげ保育園、1園体制での再開に向けて準備を進めています。

5. 特別養護老人ホームについては、施設の再開方法を検討しているところです。入所措置が必要な方は当分の間、現在の入所先等での入所継続が必要です。

6. 高感受性者の村民の皆様については、昨年7月20日の基本方針でお示したとおり、共助、公助の体制が整う5月以降に帰島してください。(児童、生徒等は学校再開に合わせて帰島してください)

7. リスクコミュニケーションを行ったボランティア等以外の一般観光客等の入島は、村民の本格的な引越期間が終わる5月以降にしてください。

8. 村民の引越しの支援、帰島しない村民への相談などの対応のため、当分の間、三宅村東京事務所(港区海岸)を存続させます。

(4)その他

避難指示解除後は、国、都、村の各災害対策本部による入島管理、行動制限は行われなくない、法律上は三宅島の出入りは自由になります。

しかし、三宅島では依然として火山ガスの放出が続いており、新たに制定された三宅島火山ガスに対する安全確保条例および同条例に基づく安全確保マニュアル等による次のルールを遵守していただくことが必要です。

- ・立ち入り制限等の規制
- ・ガスマスクの常時携帯
- ・注意報、警報発令時の適正避難行動 等